

令和2年8月14日

市立小中学校保護者 殿

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行
(公印省略)

市立小中学校の臨時休校について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、平素より新型コロナウイルス感染防止対策に対し、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染状況が広がりを見せていることから、下記の期間において市立小中学校を臨時休校とします。

保護者の皆様におかれましては、多大なご負担をおかけしますが、感染拡大の防止と早期の収束に向け、対応へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 休校対象校 糸満市立小中学校

2 臨時休校の理由

糸満市内をはじめ沖縄県の多方面での新型コロナウイルスの感染拡大にともない、県は緊急事態宣言の延長や警戒レベルを引き上げました。それにとまなない糸満市教育委員会として、市内小中学校の児童生徒の健康安全を確保するとともに感染拡大を防ぐために今回の休校措置としました。

また、今回の臨時休校は、今後の学校再開に向けて、健康観察を行い心身の健康状態を確認しながら児童生徒及び保護者の不安をできるだけ払拭し、さらに学校における感染防止対策の再確認と見直しをおこない、防止策を徹底し感染リスクの低減を図ることを目的としております。

3 臨時休校の期間 令和2年8月17日(月)～8月21日(金)まで

4 休校中の児童生徒の生活について

- ・感染防止のための休校措置ですので、不要不急の外出を控えていただくようご協力をお願いいたします。
- ・ご家庭におかれましても、お子さんの健康チェック(毎朝夕の検温など)や感染症防止対策(うがい、手洗い、新しい生活様式に基づく行動等)を心がけるようご協力をお願いいたします。
- ・スポーツ少年団(小学校)や部活動(中学校)等の活動は当面の間、活動の停止のご協力をお願いいたします。
- ・休校期間中の学習課題につきましては、各学校、学年、学級において進度や内容等が異なります。各学校の実情に合わせて課題を提示する予定です。(すでに課題を提示済の学校有り)後日、各小中学校より連絡がありますので、児童生徒へのご指導をよろしくお願いいたします。

5 新型コロナウイルスに感染した場合(またはPCR検査等を受けた場合)

- ・感染拡大防止の観点から学校または教育委員会へご連絡・ご相談をお願いいたします。
- ・また、感染の疑いがある場合は下記の相談窓口へ相談ください。

【沖縄県南部保健所「帰国者・接触者相談センター」(889-6591)】

【新型コロナウイルス感染症 相談窓口(コールセンター)(866-2129)】

《この件の問い合わせ先》糸満市教育委員会学校教育課 電話 098-840-8165